

## 豊中市債権回収対策会議実務担当者会議設置要綱

### (目的)

第1条 本市が保有する徴収金に係る債権（以下「市債権」という。）に関する未収対策の推進ならびに市の徴収金業務の改革・改善の方向性の検討を行い、歳入の確保を図るにあたり、豊中市債権回収対策会議（以下「対策会議」という。）の実務的な役割を担うことを目的として豊中市債権回収対策会議実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を設置する。

### (会議内容)

第2条 実務担当者会議は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対策会議の所掌事務の実務に関すること。
- (2) その他対策会議議長（以下「議長」という。）及び実務担当者会議座長（以下「座長」という。）が必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 実務担当者会議は座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は債権管理課長の職にある者とし、委員は別表の課から選出された職員をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、別表の課にある者以外の者を委員に指定することができる。

### (実務担当者会議)

第4条 実務担当者会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、徴収担当課の実務担当者等（第3条第2項に掲げる委員を除く。）実務担当者会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 実務担当者会議は、実務担当者会議の進捗状況・成果を、対策会議に報告するものとする。

### (事務局)

第5条 実務担当者会議の事務局は債権管理課に置く。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実務担当者会議の運営等に必要な事項は、議長の指示のもと座長が定める。

附則

この要綱は、平成28年12月 1日から実施する。

この要綱は、平成29年 4月 3日から実施する。

この要綱は、平成30年 4月 2日から実施する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から実施する。

別 表

都市活力部 スポーツ振興課
都市活力部 空港課
環境部 事業ごみ指導課
財務部 債権管理課
市民協働部 くらし支援課
福祉部 地域共生課
福祉部 福祉事務所
福祉部 障害福祉課
福祉部 長寿社会政策課
福祉部 長寿安心課
健康医療部 健康政策課
健康医療部 母子保健課
健康医療部 保険給付課
健康医療部 保険収納課
こども未来部 こども相談課
こども未来部 こども事業課
こども未来部 子育て給付課
都市計画推進部 住宅課
都市基盤部 交通政策課
市立豊中病院事務局 医事課
上下水道局 窓口課
教育委員会事務局 教育総務課
教育委員会事務局 学校給食課
教育委員会事務局 学び育ち支援課